

2008.6.29

# ● 化審法の見直しポイント及び 基本法制定の必要性について

「ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議」  
事務局長・弁護士 中下裕子

1

## ● 化審法の見直しの背景

2

## 国際的動き

- 2002 WSSD 2020目標採択  
2020年までにすべての化学物質を健康や環境への影響を最小化する方法で生産・利用する
- 2003.7 GHSに関する国連決議  
(目標:2008年完全実施)
- 2006.2 国際化学物質管理戦略(SAICM)策定
- 2006.12 EU、REACH成立
- 2006.12 カタ、**「新たな化学物質管理計画」**公表

3



## 化審法の見直しポイント

4

既存物質についても、新規物質と同様にデータの届出・審査を義務づけるべきである。

● 化審法制定時の国会の附帯決議により国が安全性点検実施

これまでの点検済み物質数

法制定時の既存物質数・・・約2万

分解性・蓄積性・・・1515

人健康影響・・・315

生態影響・・・485

5

● Japanチャレンジプログラム・・・2003年改正時の国会附帯決議に基づく自主的取組募集対象物質126物質中、スポンサー登録数は92（2008.6現在）

● EU、1トン以上の既存物質について一定期間以内に登録義務づけ

● USチャレンジプログラム

EPAは、スポンサー企業がつかない物質について、安全性情報の提出を義務づける措置を発動することができる。

日本でも、既存物質のデータ届出・審査を事業者にも義務づけるべき。

6

良分解性物質も規制対象となるよう、  
規制の枠組みを見直す必要がある。

- 化審法の枠組み・・・難分解性・蓄積性・人毒性・生態毒性

しかし、良分解性でも人毒性や生態毒性があり、大量曝露の可能性のある物質もあり、それらに対しても規制は必要

7

審査および規制にあたっては、予防原則(予防的取組方法)に基づくことを法文上明記すべきである。

- POPs条約では、予防的取組方法に則ることが総論、リスクプロファイル、リスク管理に関する条項で明記されている(日本も批准)。

化審法においても、その旨法文上に明記するとともに、その適用のガイドライン整備に取り組むべき

8

一般化学品について、GHSに準拠した表示制度を適用する旨の規定を盛り込むべきである。

- 労働安全の分野ではGHSが一部導入されたが、消費者製品を含む一般化学品については未だ導入されていない。

化審法の中で、一般化学品についてのGHSに準拠した表示制度を整備すべき

9

MSDSの交付を末端の消費者にまで義務づけるべきである。

- PRTR法では一定の物質についてMSDSの交付が義務づけられているが、その範囲はB to Bにとどまっている。

末端の消費者にもMSDSの交付を義務づける必要があるとともに、そのわかりやすい解説・質問への対応にも取り組むことが求められる。

10

生産量や用途に関する情報についても事業者へ届出を義務づけるとともに、それを国民に公表すべきである。

現行法では、監視化学物質にしか届出義務がないが、適切な管理のためには、全ての化学物質について、これらの情報の届出の義務づけが必要である。

11



## 基本法制定の必要性

12

## 総合的管理の必要性

- 現行制度は領域・用途別の省庁縦割りで、各省庁を統合する組織や基本理念の定めもない



このため、対策は省庁によってバラバラで、規制のすき間が生じることもある。

- 例 ・ 農薬と家庭用殺虫剤、白アリ駆除剤、非耕作地除草剤
- ・ シックハウス対策

13

## 総合的管理の必要性(続き)

- 化学物質の開発、利用推進など産業育成省庁では、被害の未然防止対策や被害発生時の対応に遅れが見られる  
(例:水俣病、カネミ油症事件から最近のアスベストまで)



真に国民の健康・安全や生態系保全の視点に立った一元的組織の必要性

(参考:消費者行政一元化)

14

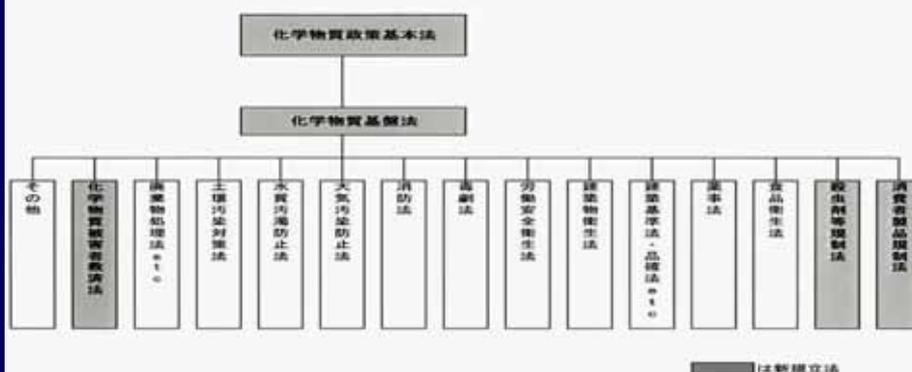
## 化学物質対策基本法の制定の必要性

- 基本理念、基本戦略の明確化
- 省庁連携の下での政策統合を実現
- 化学物質に関する情報の一元的管理
- わかりやすい情報発信

15

## 基本法の位置付け

図1 化学物質対策基本法と個別法の位置づけ



16

## 基本理念

上市前のリスク評価(ノデータ・ノマーケットの原則)

影響を受けやすい人々(胎児・子どもなど)や生態系への配慮

ライフサイクル管理(研究開発から、製造、使用、リサイクル、処分に至るまで)

予防的取組方法(予防原則)

代替化の促進(代替原則)

施策の制定へのすべての関係者の参加確保(協働原則)

国際的強調

17

## 基本施策(主なもの)

- ・化学物質基本計画の策定
- ・新規・既存化学物質の事前登録制度
- ・高懸念物質(発ガン性、生殖毒性物質など)への規制
- ・化学物質に関する情報共有、GHSに準拠した表示制度の構築
- ・非意図的物質の管理
- ・地震、火災、爆発事故などにおける飛散等の防止措置
- ・関係機関相互の密接な連携の下での施策の制定
- ・国民の申出制度

18

## 一元的組織「化学物質評価・調整委員会」

- ・独立行政委員会(3条機関)
- ・現行の公害等調整委員会を改組
- ・化学物質政策の企画中枢としての役割
- ・ステークホルダー会議の設置